

◎開会及び開議の宣告

○田中敏雄 議長 ただいまから平成19年第3回横手市議会8月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

監査委員から定期監査報告書及び例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

---

◎会議録署名議員の指名

○田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番木村清貴議員、25番石山米男議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎報告第21号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第3、報告第21号専決処分の報告について説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 おはようございます。

報告第21号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

専決第27号であります。

本専決は、事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

事故の内容でございます。

事故の発生日時でございますが、平成18年12月29日午前8時40分ごろでございます。

事故の発生場所ですが、横手市朝日が丘三丁目80番地45地内、これは市営南朝日が丘住宅の宅地内にあります。

被害者につきましては、記載のとおりであります。

事故の概要ですけれども、この市営住宅内にあります通路に敷設しておりましたU字溝にかぶせてお

りましたグレーチングの上を被害者の車両が通行した際に、U字側溝が破損していたためグレーチングがはね上がりまして、車両の燃料タンクを破損させたというものであります。

損害賠償の額であります、10万6,628円であります。

本件につきましては、過失割合は100対ゼロで、市が100という過失割合であります。

この損害賠償額につきましては、全額保険の対応となっております。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第21号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第22号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第4、報告第22号専決処分の報告について説明を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 報告第22号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

内容であります、事故の発生日時及び場所は、平成19年5月20日曜日でありましたが、午後4時ころ、横手市南町13番1号、横手市民会館敷地内の駐車場であります。

被害者は記載のとおりであります。

事故の概要でありますけれども、学校教育課の大雄スクールバスの運転手が吹奏楽演奏会に参加した大雄中の生徒を迎えるため、市民会館内の駐車場でバスの方向転換をする際に、後方確認不足によりまして、駐車しておいた被害者の車両に衝突、破損させたというものであります。

損害賠償額は5万6,175円であります。

過失の状況であります、市側100%の過失であり、全額災害共済から補てんされております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第22号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第23号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第5、報告第23号専決処分の報告について説明を求めます。雄物川町区長。

○皆川捷悦 雄物川町区長 報告第23号専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の規定によりまして、車両事故による損害賠償額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして専決処分しましたので、報告するものであります。

その内容は、6ページであります。

本年5月30日午後3時30分ごろ、横手市雄物川町東里字東里東6番地4先の路上で発生した車両事故であります。

被害者は、記載のとおりであります。

事故の概要であります。同場所におきまして、雄物川地域局地域維持課の非常勤職員が小型ロータリー車に草刈り装置をつけまして、市道わきを草刈り作業しておりましたところ、小石が飛散いたしまして、対向して走行してきました被害者の車両に小石が当たりまして、フロントガラス、バンパー、ボンネット、ライトを破損させたものであります。

損害賠償額は35万5,854円で、車両の修理費であります。

過失割合は、市が100%で、全額保険で対応するものであります。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) このロータリー車での草刈りということになれば、小石をはね飛ばすのは当然見えていると思いますけれども、想定内だと思いますが、草刈りをする場所の距離といえますか、そこから辺、どのくらいの距離を刈ったのか。

それから、下調べが必ず必要だと思いますけれども、下調べ、そこに石があるかないか、一応調べる必要があると思いますけれども、私も例えば自分のうちの畑の草刈りをやるとすれば、当然春先に調べたりしますが、そこから辺はどうなっているのかお知らせをお願いします。

○田中敏雄 議長 雄物川町区長。

○皆川捷悦 雄物川町区長 ロータリー車に草刈り装置をつけまして草刈りするわけでありまして、その草刈り装置には、草や小石の飛散防止のためのカバーがついております。でありますけれども、今回はどういうわけか、そのカバーの下を小石が抜けていったと、こういうことのように思われます。

それで、距離でありますけれども、これまでは道路の隣接の所有者の方が草刈りをしていただくと、これが慣行になっておりましたけれども、同場所については、道路のわきに農道ができて、なかなか道路の方まで草刈りをやっていただけないと、こういう状況になってきております。そこばかりでなくて、全体的にそういうふうになってきております。それで草刈りをしたと、こういうことではありますけれども、そういう関係で年々そのロータリー車による草刈りする距離、これが年々延びていると、こういう状況にあります。

それから、下調べの件でありますけれども、これはその場所も同じでありますけれども、年に4回ほど刈っておりますので、これまではそういうことがありませんでしたので、特に調べてやっただと、こういうことはないと思います。これまで3回ほどやっておりますので、飛ばないだろうと、そういうこと

でやってしまったと、こういうことになるかと思えます。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) このロータリー車に取りつける草刈り機械と申しますか、それは雄物川と山内にあるというふうに聞いたんですけれども、なぜ雄物川と山内にあって、他のところにはないのか、そこら辺の理由をお知らせください。

○田中敏雄 議長 雄物川町区長。

○皆川捷悦 雄物川町区長 まず、ほかの方にはない理由は、ちょっとわかりませんが、雄物川の場合は、ロータリー車を冬期だけ使うよりも、年間を通して有効に使った方がよいだろうと、こういうことで、草刈り装置を取りつけられる構造になっておりましたので、草刈り装置を買って草刈りしていると、こういうことであります。有効利用であります。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) 今私が聞いたことに答えていませんので、だれが答えるかちょっとわかりませんが、お願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ロータリー車につける草刈り機械は、雄物川と山内と大森にあるということです。全部合併前に買ったものを今引き継いで使っているという状態です。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第23号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第24号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第6、報告第24号専決処分の報告について説明を求めます。大森町区長。

○佐々木一 大森町区長 報告第24号専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、車両事故による損害賠償の額及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

事故の内容について申し上げます。

事故の発生日時は、平成18年2月8日午前6時50分ごろであります。

場所は、横手市大森町字大中島268番地先の市道大中島東線上であります。

被害者は、記載のとおりでございます。

事故の概要であります。大森地域局建設課作業員が除雪ドーザで大森庁舎職員駐車場を除雪作業中、未確認のまま除雪ドーザの車両後部を市道へ後進した際、進行してきた被害者車両に衝突し破損させた

ものであります。

損害賠償額は33万7,658円であります。

過失割合は、市が90%、相手方が10%であります。

損害賠償金につきましては、全額加入保険金で対応するものであります。

よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第24号の報告を終わります。

---

### ◎議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第7、議案第123号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについてを議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

○佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第123号についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の規定に基づきまして、人身事故による損害を賠償し、和解に関することについて議会の議決をお願いするものであります。

その内容について申し上げます。

事故の発生日時は、平成18年2月8日午前6時50分ごろでございます。

場所は、横手市大森町字大中島268番地先、市道上であります。

被害者は、今野英幸氏でございます。

事故の概要であります。大森地域局の建設課除雪作業員が除雪ドーザにて大森庁舎駐車場を除雪作業中、未確認のまま除雪車を市道へ後進した際、進行してきた被害者運転の車両に衝突し重症を負わせたものであります。右ひざ部分の骨折というけがの状態でございます。

事故の過失割合は、市が90%、相手方が10%であります。

損害賠償額は431万8,381円で、その内訳は、治療費が254万8,268円、入院諸雑費が9万2,400円、補装具が1万8,334円、休業補償が77万円、慰謝料136万9,200円、これの90%相当額を負担するものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、自賠償保険で120万円、残額の311万8,381円を自動車損害共済にて補てんされる予定となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 除雪車については、平成18年度から安全確保のため助手が必ず乗るとい

ふうなことになっておるわけですが、助手がおったのかどうか。

それから、この種のけがといいますか、重症は、いわば、たとえ傷が全治しても、人間の一生にかかわる問題であるわけですが、慰謝料が130万円ということでありますが、本人のその後の身体上の経過、将来に対するそういうふうな不安といいますか、そういうふうなものがどういうふうな状態になっておられるのか。市では、今回のこの事件について全部終わったというふうな意思なのかどうか、そこら辺についてお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 大森町区長。

○佐々木一 大森町区長 ただいまの件についてご説明申し上げます。

助手がいたかというふうな件でありましたけれども、2人乗り体制というふうなことで助手をつけておりました。ただ、その事故の発生時間に除雪車に助手と運転手が2人乗っていたというふうなことで、当然誘導すべき助手が道路上にいなかったというふうな事実でございます。

それから、後遺症の関係等についてどうなっているかというふうなことにつきましては、管財の方からご説明いただきます。

○田中敏雄 議長 管財課長。

○長里恒夫 財務部次長兼管財課長 管財課長でございます。

今野様の関係については、平成19年3月に退院しております。医者の治療はこれで終了したということにはなっております。この示談等の取り交わしのために本人と何回となく会っておりますけれども、最近の状況ですが、やはり雨のとき少し痛むというような、よく雨が降ると、昔、傷がうずくといいですか、そういうような状況だというふうなお話を聞いております。大変そういう意味ではご迷惑をおかけしているということですが、医者治療はもう終わっているというような状況です。

今後の関係でございますが、この後、不都合な箇所が出てくるという可能性もないわけではございません。その場合は、後遺症ということで、自賠責の方で補償するということになっておまして、随時本人とは今後も情報を取り交わしながら、そこら辺について事情をお伺いしてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） 安全確認の問題は、100回のうち99回安全確認しても、1回の怠りがこういうふうな大きな事故につながるわけですが、市がせっかく2人体制の安全構想をとりながらもこういうふうな事故につながったということは、今後の車両の運行による大きな問題だというふうに思うわけですが、これはただ事故だから処理すればいいというふうな問題でないわけですが、2人体制の今後、完全実施といいますか、事故防止のために2人乗車をどういうふうに活用しているのか、再度聞きたいと思います。

また、この方の家庭環境はよくわかりませんが、年齢もわかりません。年齢とか家庭環境によっては、相当精神的な負担や、あるいは将来、身体上のそういうふうな障害も出てくる可能性も十分ある

わけでございます。そういうふうな意味で、私は、今回の事故は、継続的に本人との連携を十分密にして、この方の人生に事故による支障が出ないように、そういう配慮を強く求めるものであります。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） 市の規則では、たしか人身事故の場合は、事故を起こした職員に対して懲戒処分されると理解しておりますが、まずそれが1点です。

それから、大変事故が多いわけでありますので、人身事故以外でも、やはり過失割合が例えば70%以上であれば、それなりの、職員であろうと臨時職員であろうと、例えば月5%、最高5%、それから事故の内容によっては何カ月とか、そういう職員の負担になるようなことをしないと、なかなか事故が減らないのではないかなと思っております。そういう考え方があるかどうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 交通事故等の処分基準によりますと、重大な過失があった場合、特に人身事故等の場合については、懲戒処分をするということになっております。

ただ、今、このところかなり事故がたくさんあるわけですが、職員による事故で今のところその基準に該当するものはない。ほとんどが、大きいのは非常勤職員に関係する部分でありまして、最初に職員の方の処分基準であります。これにつきましては、今のままでよいのかどうかということは今事務段階でいろいろ検討しているところであります。それから、非常勤職員につきましても、現在のところは処分の基準とかそういうものはないわけですが、このままでよいのかどうかということを含めて、この後、慎重に検討してまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。14番阿部議員。

○14番（阿部信孝議員） 今、総務企画部長が申されたように、ぜひともやはりこの後の注意を喚起する意味で、そういう規定は設けるべきだと思っております。自分の車を自損事故でも、全部保険はおりてきません。そういう部分を考えますと、ぜひそういう方法でいていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 さっきお答えした慎重に検討していきたいということを申しましたが、処分のことについてということだけではなくて、事故防止のために、処分以外にもいろいろな効果のあるものがないかということも含めて検討して、今、事務段階で検討を始めましたので、この後、ぜひ慎重に検討して、何とかいい方法を見つけたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江議員。

○10番（近江湖静議員） 自動車事故については、毎度いろいろな観点から申し上げてきました。今回については、重症、重大災害でございますので、「はい、そうですか」というわけには、「うん」という内容ではないようであります。

詳細については、委員会もありますので、そちらの方でやるとは思います。基本的に金の問題もしか

りであります。あるいは処分もしかりであります、やはり事故原因の究明、対策、事故の防止、その点は非常にあいまいな感じがしてならない。

今回の場合について、調査委員会なり事故対策委員会なりの分析内容については、どういう形になっておりますか。同時に、本庁の方で担当副市長に聞くのでありますけれども、そういう事故が毎月毎月出ておる。あるいは別の見方をすれば、確率からいっても、事故防止に100%ないとは言えないということもいつも言っております。ですけれども、その防止対策によって、こういう重大災害についても防止できるような内容も出てきている。人身事故の10割災害であります。

ですから、この後のこういう重大災害が発生した後、調査委員会、事故対策委員会では、そういうもの、そして発生者の過去の経歴といいますか、飲酒運転カードというのがありますけれども、恐らく採用する、どういう身分だかわかりません。非正規職員だかわかりませんが、そういう点についても、雇用するときに内容を検証して採用しておると思っておりますけれども、そういう点はどうなのか。こういう重大災害が発生するケースの場合は、必ずと言っていいくらい、やはり前に事故があると言われております。要するに前から言われているハインリッヒの法則というものが各職場で労働災害しかり、あるいは自動車事故しかりであります。必ず重大災害の前には、29の小さい事故だとか、ヒヤリハットについては300もあると。こういうことは重々わかっているんでしょう。わかっているながら、こういうようなことになるとすれば、何かの欠陥があるのではないだろうか、こういうようなことも今見えます。そういう点をとらえて、どのような分析をして、どのような背景、結果になっておるのかについてお尋ねをします。全体的に、副市長、担当でも結構であります。

○田中敏雄 議長 石川副市長。

○石川耿一 副市長 今お話がありました各地域局を初めいろいろな面での事故につきましては、大変申しわけなく思っております。

内容につきまして、規則で例えば2人体制というふうなことがあっても、それを実際にやっていないというふうなことが多いわけでありまして、当たり前のことを当たり前にやっていないというふうな、ある意味では教育の部分について大変問題があるのかなというふうに考えております。

現在、それぞれ地域局におきましても、安全委員会の方で地域局単位の検討をするべく事務方で指示をしておりますし、またお話のように具体的なやり方についても、決めたことをやってもらうためのなかなか教育がまだ難しい部分もありますので、そういう点についても担当部署と一緒に具体的な方法を考えてまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、なかなか約束事を守らないというふうなこと、それから今、議員さんおっしゃったような、これまでの採用の場合の方法についても、ご提案を真摯に受けとめて検討課題にしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○田中敏雄 議長 10番近江議員。

○10番（近江湖静議員） 前議会と同じ答弁であります。全く前進も改革もされておらない、そういう



ふうを受けとめましたが、具体的にお聞きします。

調査委員会、事故処理委員会の内容についてお尋ねします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 今回の大森での除雪の事故だけの調査委員会というのは、開催しておりません。ただ、ずっと今までの事故の原因たるものは、何が一番事故件数が多いのかなど、そういう分析は担当の方でしてございます。それで、その中で特に多いのは、全く不注意、それによる事故が大変多うございます。それで、担当部局の方でも、どうしたらこの事故件数が少なくなるのかなど、いろいろ模索しておりますし、議員の皆様からも提案をいただいております。それで、今は事故が発生するたびに、こういう原因の事故なんだと、そういうことを逐次全職員に掲示板で報告しております。

ただ、今、総務企画部長も申し上げましたが、その処分、どういうふうにしたらこの事故が減るのか。処分を科しただけで減るのか、そこら付近の今後の分析を今事務レベルで検討しております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 職員の採用に際して、過去の事故を採否の判断材料にすべきだということがありました。職員の採用に際しましては、法律で決められている事項、こういう職員は採用してはならないというふうなことを決められている以外のところは、基本的には平等に扱わなければなりません。過去に事故を起こした職員だから採用しないというふうなやり方はできないことになります。

ただ、議員がおっしゃるとおり、多くの人の中から職員を採用していくというときには、同じようなものであるとすれば、そのことだけによって採用しないということではできないわけですが、そのことも頭に入れながらいろいろ進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 10番近江議員。

○10番（近江湖静議員） ますます対応についてわからなくなりました。重症事故、重大事故が発生しても、経過だけだ、あるいは不注意だ、それでいいんですか。今後の対策をやると。やはり重大事故が発生した場合、当然事故対策委員会なりいろいろなそういう分析をして事故防止するのは当然だと思いますけれども、今後のそういうやり方について、今ここでやりとりしても、やっておりませんと、そう言うのですけれども、市長、今後、こういう事故処理調査委員会について行う考えがありますか、あるいは行わせようとしているんですか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 個別の事故が起きた場合には、それぞれの責任部署において事情聴取しながら何が原因か、そして再発を防止するためにはいかにすべきかということは、適切にその部署においては指示しているというふうに思っております。

問題は、その教訓をほかの部署で共有することがとても大事ではないかということで、そういうやり方をしているということを財務部長が申し上げたところでございます。

そういう共有を深めていくことで、一見回り道でありますけれども、事故を教訓とした撲滅に向けた動きが進むものだというふうに思っております。

ただ、毎回議会のたびにこういうふうな事案が出てまいりますので、私も大変申しわけなく思っている次第でございまして、議員の皆さんにおいても、大変なかなか見過ごすことのできないことが多過ぎるというような印象をお持ちなのは、よく理解しているところでございます。そういう皆様方の気持ちをもうちょっと具体的に反映できるように、少しでも減らせるような施策を積み重ねていく努力は、これからもしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第8、議案第124号平成19年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第124号平成19年度横手市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正でございしますが、予算の総額にそれぞれ2,114万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ466億3,727万3,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条地方債の補正でございしますが、4ページをお願い申し上げます。

第2表地方債の補正のとおり、大森小学校統合事業を追加しようとするものでございます。

それでは、内容につきまして歳出の方から申し上げますので、8ページをお開き願います。

10款教育費でございします。2項1目学校管理費に2,114万9,000円を計上しております。これは平成21年4月に予定されております大森小学校、白山小学校、川西小学校の学校統合に伴いまして、現在の大森小学校屋内体育館の改築が必要となることから、その設計委託料などを計上したものでございます。

当初、合併後の大森小学校につきましては、校舎の6教室分の増改築工事を平成20年度に事業実施する予定で、平成19年度の当初予算に1,784万7,000円の設計費などを計上しておりました。しかしながら、現在の大森小学校体育館につきましては、耐震基準を満たしていないこと、あるいは統合後の児童数を基準に算定しますと、現在の体育館が狭いなどの問題があります。

そこで、市といたしまして、県の教育委員会と校舎、体育館の増改築などにつきまして協議を進めて

おりましたが、体育館につきましては文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金事業で不適格建物改築事業といたしまして、平成19年度中に事業を採択することが財源的に大変有利であるという指導を受けましたために、今議会で屋内体育館の設計費などについて補正をお願いするものでございます。

なお、8ページの説明欄の右側でございますが、当初予算の大森小学校校舎設計料など1,784万7,000円を小学校管理費から小学校統合事業に事業組み替えを行ったことによりまして減額の記載をしているところでございます。

次に、これにかかわる歳入についてご説明申し上げますので、2ページにお戻り願いたいと思います。21款市債に1,750万円を計上しております。これは雄物川小学校統合事業の起債対象経費といたしまして、合併特例債を充当しようとするものでございます。

また、一般財源といたしまして、繰越金に364万9,000円を計上して、収支の均衡を図っております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） この大森小学校の体育館の云々の説明はわかりました。

しかし、今の説明の中で、財源的に不適格校の校舎の建てかえを利用すると非常に得するんだと、そういう話を伺いました。今、学校統合と、それからもう一つ、我々が持っているのは、耐震診断をしていて、非常にこれは危ないんだと。特に一番危ないのは、名前を出していいのかわかりませんが、みんな周知の事実ですから、山内中学校だという話をしました。

私は、同じような財源の中で、学校統合も含めて、学校統合はこの間渡されました実施計画の策定に当たりまして、こういうふうな学校施設整備事業、大森小学校、平成19年、20年、21年というふうな組み込まれております。そういう中で、これをやはり今の有利な財源を利用してやるという部分はまだいいんですけども、その一番危ないと言われる山内に全然手をかけていないのではないかと。

今、アメリカでも橋が落ちてしまって、非常に見直しをかけている。今地震もある、そういう部分の中で、せっかく不適格校の財源があるとするならば、山内に向けてやっていいのか、その道筋ができていて、なおかつ大森小学校に向けているのか。そこあたりの考えをお聞きしたい。これはだめだというのはないわけですね。そのバランスをどう考えて、どうとっていかうとなされているのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 お答えいたします。

先般、耐震の件で議員の皆様にご報告申し上げたところであります。

山内中については、耐力度調査で、もう既に相当危険だというふうなお墨つきをいただいております。これは、皆さんご承知のことだと思いますが、これにつきましては順次早急に対策を考えるというふうなことで、これも国の制度にのっけて整備を図っていかうという計画でおります。教育委員会としては、早急にやろうということで最優先で考えてはおりますが、ただ、山内中につきましては、他校との

統合も視野に入れた中で建築というふうなことも考えなければならぬだろうというふうなことで、内々に今話をしているところでもあります。それで、もうしばらく時間をいただければ、他の耐震調査の結果が出てくる学校もありますので、それらと合わせながら早急にその優先度の方向を出しまして、国の方に申請手続をしていきたいというように考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいということでもあります。

それから、たまたま今回、大森の体育館につきましては、今年度、耐力度調査を行っていかうという段取りでございました。しかし、国・県の方では、もう既に耐力度を行うまでもなくて、第1次診断で悪いと、耐震がもう悪いと、とれないというふうなことで、これは老朽化しているから、すぐ国の制度にのっけて整備した方がいいだろうというようなことで、平成19年度の前倒しの調査にのっけたいために、今回の補正ということになりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 理解はしています。そのとおりで、有利な方、有利な方でやるべきだと思います。

そういう中で、2つ確認したいんですけども、この不適格校舎の改築を利用していくと。それで財源が有利になっていると、今、財務部長からの話がありましたけれども、これは毎年、毎年、私の方はだめだからという形の中で、毎年手を挙げることによって採択されるものなのかどうか。体育館全体よりも、校舎全体をかけた方が、我が市としては、一つの採択、国ですよ、採択できる時期には、予算が大きい方を採択させた方が得なことだと。だから、今、体育館をやることによって、逆に2年、3年、もう2、3回、ほかの自治体が終わった後には順番回ってこないよということだったら困ると、その確認が1つ。

それから、もう一つは、今回、体育館をやることによって、来年度の計画にのっておりますこの大森小学校の実施計画、予算額の数字が変わってくると思ひますけれども、どれぐらい変わるのか。実施設計するので、想定していらっしゃると思ひますので、そこ2点だけお願ひをしたいと思います。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 前段のご質問等についてお答えいたしますが、やはりこれも国の枠、県の枠というふうなものが当然あると思ひます。

それで、先ほど財務部長が言われたように、今回は安全・安心な学校づくり交付金ということで体育館を整備しようというふうなことであります。これが有利な制度だというふうなことでありますが、まずこれに向けて整備をしていきたいというふうには思っております。いずれ計画にのっけてあげて、整備をしていきたいというふうなことではいきますが、ただそれがすべてなっていくかというふうなことは、国・県の枠があるというふうなことから、今の段階ではその答弁しかできないというふうなことです。まず、頑張っていきたいということでもあります。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 2点目ですが、今回お願いしておりますのは、実施設計部分でございます。それで、この設計額ができ次第に総額を今の財政計画と比較検討してみたいと思います。

それから、なぜ今なのかという問題ですが、先ほど説明申し上げましたとおり、県といろいろ協議いたしまして、たまたま今年度実施しますと、国の方で予算に余裕があるようにご指導を承っております。来年実施しますと、それがまだ不透明であると。そういう観点からも、今回、補正をお願いしようとするものでございます。

それで、実施設計ができ次第に本体工事費等をまた今年度にご提案申し上げまして議決をお願いしたいと、そのように思っております。実際の本格的な工事につきましては、期間の関係上、繰り越しせざるを得ないのかなと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、条文及び歳入については総務常任委員会に、歳出10款については文教常任委員会にそれぞれ付託いたします。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

---

午後 2時00分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第123号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第9、議案第123号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについてを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 総務常任委員長 今臨時会において、総務常任委員会に付託になりました議案第123号について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、事故を起こした者について基準を設け懲戒処分にすべきであるとの意見に対し、当局から、処分による事故防止も一つの方法であるが、トータルで処分をどういう位置に置か検討しなければならないとの答弁がありました。

また、事故を起こした者が臨時職員ならば、なおさら監督責任が問われるべきである。2人乗務体制にしたことにより安易な安心感が生まれてしまうのではないかと。緊張感がないのではないかととの質疑が

あり、当局から、合併して間もない時期での事故でもあり、2人体制としてそれぞれの役割が明確になっていなかったかもしれない。現在はそこを明確にして除雪作業をしておりますとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第123号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第123号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第124号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第10、議案第124号平成19年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、文教常任委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

○高橋勝義 文教常任委員長 8月臨時会において、文教常任委員会に審査付託となりました事件につき、本日15日に委員会を開催し、所管関係部課長などの出席を求めて、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第124号のうち本委員会に審査付託となりました歳出予算につきましては、当局から補正内容の説明後、質疑において、いずれ3校が統合する計画があり、最大時の児童・生徒数もわかるはずである。現状の大森小学校の体育館の規模では狭いこともわかるが、早めた理由と面積算定の基準、当初予算に上げなかった理由を伺いたいとの質疑があり、当局より、平成20年度当初予算に計上予定であったが、

国の補助金や合併特例債を使うことから、平成19年度から取りかかった方が有利であるという話が国からあったためである。体育館の規模は生徒数により基準が決まっている。統合すると最大1,220平米、バスケットコート2面がとれる体育館を考えているが、国の基準内で定まった面積であるとの答弁がありました。

その他、建築場所と用地確保の状況について、体育館の総額予算についてなどの質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、起立採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

大変済みませんが、本日の15日とありましたが、7日に委員会を開催ということに訂正させていただきます。

終わります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

○菅原恵悦 総務常任委員長 今臨時会において、総務常任委員会に付託になりました議案第124号中、条文、歳入について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから各常任委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第124号平成19年度横手市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第124号は委員長報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○田中敏雄 議長 これでは平成19年第3回横手市議会8月臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時09分 閉 会